（その１）

請　　　　　求　　　　　書

（選挙運動用自動車の使用）

　いちき串木野市議会議員又はいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第４条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　いちき串木野市長　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

２　内　　訳　　　　別紙請求内訳書のとおり

３　選挙の名称　　　令和７年１１月９日執行　いちき串木野市議会議員選挙

４　候補者の氏名

５　振込先　銀行名（支店の場合は支店名も）、口座名（普通、当座の別）及び口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 銀行  金庫  組合 |  | 本店  支店  本所  支所 | 口座種目 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名義 |  | | |

備考

　１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、いちき串木野市に支払を請求することはできません。

　３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

　４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。